

「先導的教育システム実証事業における実証地域の選定」実施要領

1. 件名

先導的教育システム実証事業における実証地域の選定

2. 事業の目的

平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略では、2010年代中に1人1台の情報端末による教育の本格展開に向けた方策を整理し、推進することを掲げている。同じく閣議決定された世界最先端IT国家創造宣言においても、2010年代中にはすべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校で教育環境のIT化を実現するとともに、学校と家庭がシームレスでつながる学習・教育環境を構築することが明記されている。

これまでに、総務省では、平成22年度から「フューチャースクール推進事業」を実施し、全国20校（小学校10校、中学校8校、特別支援学校2校）において、児童生徒1人1台のタブレットPC等のICT環境を構築し、情報通信技術面の検証を行う実証研究を実施してきた。また、「フューチャースクール推進事業」で判明した、既存のICT環境の運用のみで解決することのできない課題に対応するため、平成25年度「教育分野における最先端ICT利活用に関する調査研究」において、クラウド等の最先端の情報通信技術を教育現場で利活用する技術的手法について調査研究を行い、知見を収集した。

教育分野におけるICT利活用の本格的な普及・展開を見据えたとき、学校授業と家庭学習のシームレスな連携、教育分野のICT化のコスト削減、学習記録データを活用したきめ細かい指導を実現する必要がある。さらに、学校以外の多様な学習資源（図書館、公民館、児童館等の公共施設や、教材会社、通信教育、塾等の学習サービス）もICTでつなぎ、学習者がいつでもどこでも学べる環境の実現を目指すべきである。

以上を踏まえ、平成26年度においては、教育情報化の全国展開を念頭に、家庭・学校・民間教育事業者とのシームレスな学習環境を実現するため、文部科学省「先導的な教育体制構築事業」と連携し、クラウド等の最先端の情報通信技術を活用し、多種多様な情報端末に対応した低コストの教育ICTシステムの実証を実施する。

3. 事業の概要**(1) 事業概要**

本事業では学習者がICTを利用することで、学校、家庭を含めいつでもどこでも学習できる教育ICTシステムの実証を行う。

平成25年度に実施した「教育分野における最先端ICT利活用に関する調査研究」

では学習・教育分野におけるクラウド・コンピューティング技術活用の可能性を調査するため、クラウド等の最先端の情報通信技術の活用について知見を収集した。その成果と課題を踏まえ、本事業では、普及モデルとしての学習・教育クラウド・プラットフォームを構築し、その日常的な運用や利活用方策を実証することにより、低コストかつ標準的な教育ICTシステムの普及モデルとして必要となる機能及び技術仕様を検討し、効果及び課題を検証する。

なお、事業の成果は、学習・教育クラウド・プラットフォームに係る標準要件として整理、策定し、広く公開する。

本地域選定は、当該実証事業の実証地域を選定するものであり、地域選定の条件は以下の通り。また、当該実証事業の請負事業者に係る調達案件名は、「クラウド等の最先端情報通信技術を活用した学習・教育システムに関する実証」とする。

(2) 実証地域の要件

① 応募可能な団体について

2校種以上4校の学校が連携して、実証事業が実施可能な、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を所管している都道府県市（区）町村教育委員会又は国立大学法人

② 既存のICT環境について

電子黒板、タブレットPC、無線LANが一定程度配備されており、すでに授業で利用していること。

③ 調査研究への参画

- a. 学習・教育クラウド・プラットフォームから提供する次の機能を利用し実証に参画すること。

(例)

- ・学習者支援機能を利用すること
- ・教員支援機能を利用すること
- ・学校家庭連携機能を利用すること
- ・学校間連携支援機能を利用すること
- ・学校／民間教育事業者連携機能を利用すること

- b. 学習・教育クラウド・プラットフォーム及び同プラットフォームから提供するHTML5によって作られた教材を使用した授業を実施すること。

※総務省の実証事業で用意するHTML5によって作られた教材を授業等で使用すること。

- c. 本実証で提供する学習・教育クラウド・プラットフォームを活用した家庭学習を実施すること。
- d. 本実証では異なるオペレーティングシステム（OS）を搭載したタブレットPCやブラウザを活用した実証を行う。実証の際、実証地域は総務省及び総務省が

指定する請負事業者に従うこと。

- e. 地域において実証を実施するために、既存環境に対して、追加で必要な環境整備があると総務省及び総務省が指定する請負事業者が判断した場合、実証地域は総務省及び総務省が指定する請負事業者と調整・協議の上、実施すること。なお、調整を迅速に図るため、既存環境に精通したプロジェクトマネージャーを設置すること。
- f. 総務省の実証事業では、学習記録データやシステムを利用した際に採取できるログデータはクラウド上にある学習・教育クラウド・プラットフォーム上に保管し、本実証で利用・分析を行い、その結果の公表を想定している。なお、各種データをビッグデータとして活用する場合には個人が特定できないように収集し、保管、利用・分析及び公表時においても個人が特定されることはない。これら各種データのクラウド上での保管、利用・分析、その結果の公表について了承すること。
- ・学習記録データ
例：コンテンツ情報（学年、教科、単元、ページ、回答）、タイムスタンプ（日時、経過時間）等
 - ・システム上のログデータ
例：ログイン履歴、接続元情報（IPアドレス）、ウェブ閲覧履歴情報 等
- ※クラウド環境は、日本国内のデータセンターで運用設置されており、取り扱うデータは日本国内のみで管理する。
- ※学習・教育クラウド・プラットフォームの概要については、イメージ（別紙4）及び総務省のホームページ（平成25年度教育分野における最先端ICT利活用に関する調査研究報告書（ダイジェスト版））を参照のこと。
URLは次の通り。
- http://www.soumu.go.jp/main_content/000297423.pdf
- g. 総務省の実証事業を実施するにあたり、次ページの図1に記載の体制にて総務省の指示に従うこと。また、総務省が指定する請負事業者の実証への参画、及び総務省が指定する請負事業者が設置する地域連絡会に参加すること。

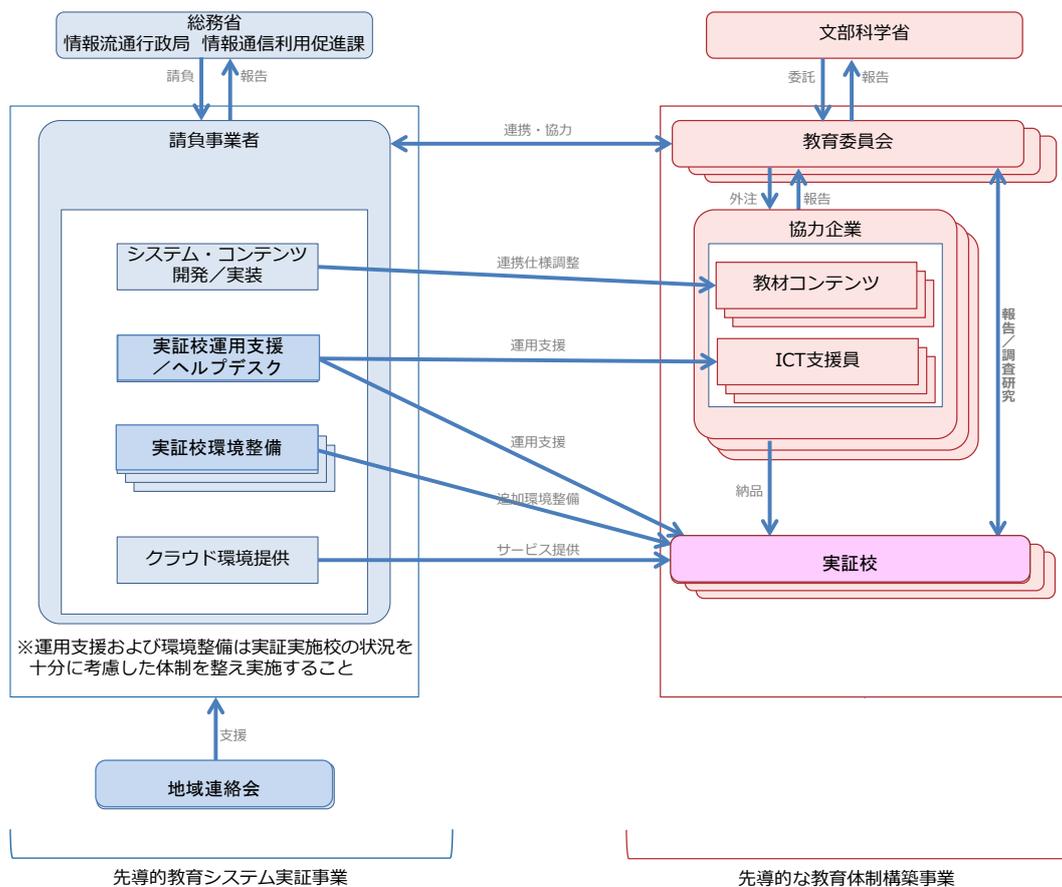


図 1. 実証地域、実証校、実証環境に係る関係者との連携イメージ

- h. 応募地域におけるこれまでの教育情報化の取組の状況を提示すること。
 - i. 本事業の終了後、どのように教育の情報化を進めていくのかについて提示すること。
 - j. 実証にあたっては、総務省主催の「ICTドリームスクール懇談会」と連携しながら行う。実証地域は、同懇談会への情報提供や意見交換・助言等に協力すること。
 - k. 「第2回ICTドリームスクール懇談会」資料2-1の実践モデル案（別紙3）の内容を踏まえた実施計画（3年間を目処）を作成すること。
 - l. k. で作成した実施計画の実施状況について報告書を提出すること（提出期限は平成27年3月末、様式は問わない）。
- (3) その他

実証校におけるICT環境を整備する費用として、総務省が指定する請負事業者が実証に必要な範囲において、1地域あたり上限を5000万円として整備する用意があ

る。なお、選定後、総務省が指定する請負事業者と調整すること。

4. 提案手続

(1) 公募期間

実証地域としての参画を希望する者（以下「提案者」という。）は、公募開始の日から、平成26年9月5日（金）14時（必着）までに提案書を提出すること。

(2) 提出書類

以下の書類を各々の様式に従い作成・提出すること。詳細については別紙2を参照すること。

- ① 先導的教育システム実証事業地域選定 提案書【別添1】
- ② 提案書概要イメージ【別添2】
- ③ 提案者が連携主体の場合：連携主体の代表承認書【別添3】

(3) 提出部数等

提案書類（提案書及び補足資料）は次の部数を提出すること。

- ・ 正本：1部、
- ・ 副本：6部、
- ・ CD-R等の電子媒体：1枚

(4) 提出先

総務省（「9. 本件に関する問い合わせ先」に記載）に持参又は郵送等（〆切日の14時必着）により提出すること。なお、提案書の返却は行わない。

5. 実証地域の選定

(1) 選定方法

外部の有識者等を構成員とした評価会を開催し、その結果に基づいて、実証地域を3カ所決定する。評価会においては、提案者からのプレゼンテーションを踏まえて評価を行う場合があるので、提案者は、総務省からの要請があった場合は、必ずプレゼンテーションに参加すること。

なお、プレゼンテーションの日時・内容・方法については、提案者に対し別途連絡する。また、必要に応じて追加資料の提出等を要請することがある。

決定の際、全体の提案状況に応じて、地域性等を考慮する場合がある。

(2) 選定基準

選定に当たっては、次に掲げる項目に基づき、総合的に評価する。

- ① 地域においてこれまで教育情報化に積極的に取り組み、実績を有していること
- ② 本事業の成果を活用して今後地域において教育情報化を展開する具体的な計画

を有し、ビジョンが明確であること

- ③ 現在のICT機器の整備状況等（タブレットPCの台数及び電子黒板の台数）が優れていること
- ④ 通信環境の整備状況等（無線LANの環境、外部接続状況）が優れていること
- ⑤ 実践モデル案（別紙3）を踏まえて作成した実施計画が優れていること
- ⑥ 適格なプロジェクトマネージャーが選出されていること
- ⑦ 公募する3カ所の実証地域における地域特性、学校規模、学校の校種に偏りがな
いこと

（3）提案内容の確認・採択・修正

総務省は、実証候補地域を選定した後、当該候補地域に提案内容の遂行に支障がないかどうかを確認した上で、本事業と連携して行う「先導的な教育体制構築事業」を実施する文部科学省と調整の上、最終的な実証地域の決定を行う。選定の結果は、総務省から、提案書を提出した団体あてに通知する。

採択された提案内容については、必要に応じて総務省、候補地域と総務省が指定する請負事業者との間で調整の上、修正等を行うことがある。

6. 事業の継続

本事業の目的達成に必要と認められる場合には、平成26年度以降、3年間を限度に同一の実証地域において本実証事業を継続して行うことがあり得る。

7. スケジュール

本事業の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

平成26年9月中旬：提案内容について外部評価を行い、実証候補地域を選定

9月下旬：実証地域決定通知の送付

8. その他

（1）文部科学省「先導的な教育体制構築事業」への応募

文部科学省は、「先導的な教育体制構築事業」を実施するに際し、本事業で構築したICT環境を活用して実証研究を行う予定である。本事業は当該事業と密接に連携して、教育分野の情報化を推進するものであることから、文部科学省の「先導的な教育体制構築事業」へ応募することが条件となる。

（2）提案資料などの公表について

提案書類の全部又は一部、外部の有識者等を構成員とした評価会における議事、議事録、各提案の評価結果等について、公開する場合がある。提案書類のうち、非公表を希望する書類があれば、当該書類の右上の余白に「非公表」と明記するとともに、その理由を記載すること。なお、これらの提案書類等については「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）に基づき取り扱う。

9. 本件に関する問い合わせ先

総務省 情報流通行政局 情報通信利用促進課 振興係

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

電話：03-5253-5685

e-mail：d_schools_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。

送信の際には、「@」に変更してください。